

白山野々市広域事務組合土木工事 特記仕様書〔共通編〕

R5.8.1～

本工事は、この特記仕様書及び設計図書により施工しなければならない。なお、特に定めのないものについては、石川県土木工事共通仕様書及び石川県土木工事施工管理基準によるものとする。

○印は、当該工事の対象項目である。

○ 1 検査指定材料（約款第13条第2項）

○ 2 見本資料指定材料（共通仕様書第2編第1章第2節第4条）

3 ~~資料指定工種（共通仕様書第3編第1章第1-1-1-4条第2項）~~

○ 4 段階確認指定工種（共通仕様書第3編第1章第1-1-1-4条第6項）

該当工事

河川工事			
------	--	--	--

5 ~~立会い指定材料及び工種（約款第14条第1項及び2項）~~

6 ~~中間検査（共通仕様書第1編第1章第1-1-1-2-2条第8項）~~

○ 7 安全管理

○ 8 施工条件明示

9 ~~再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表~~

○ 10 使用機械

○ 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表（マニフェスト）制度

12 ~~コンクリート構造物の品質確保~~

13 ~~CALS/EC~~

14 ~~提出書類一覧（電子納品対応版）~~

○ 15 工事における創意工夫等の実施状況

○ 16 建設リサイクル法の対象工事

17 ~~工事実績データ作成・登録~~

18 ~~はくさん週休2日工事~~

○ 19 その他

本仕様書において、約款は「白山野々市広域事務組合建設工事標準請負契約約款」を、共通仕様書は「石川県土木工事共通仕様書」を示す。

作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「白山市様式」並びに石川県が定める「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1 検査指定材料 (約款第13条第2項)

区分	印	材料検査の対象となるもの
1. 不可視部分の材料		(1) 基礎工 (木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭)
		(2) 矢板類 (木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板)
		(3) 脇木類 (脇木、鉄筋コンクリート脇木)
		(4) 管類 (鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、 鋳鉄管、合成樹脂製管類、消雪パイプ)
		(5) 暗渠類 (プレキャストボックス)
		(6) 鉄筋類 (普通丸鋼、異形棒鋼)
		(7) 目地類 (止水板、目地板、タイバー、スリップバー、 チエアクロスバー)
		(8) 形鋼類 (トンネルの支保工材、基礎杭の補強材)
		(9) 網類 (法面吹付等及び舗装用金網)
	○	(10) シート類 (河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙)
		(11) アンカー類 (アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、 アンカーケーブル、定着材料)
		(12) マンホール類 (下水道用人孔及び電線共同溝ハンドホール等)
		(13) 土壌改良材 (タンカル等の他肥料を含む)
		(14) 地盤改良材 (セメント系等)
		(15) 基盤材・種子類 (法面緑化)
2. 重要構造物の材料		(1) 橋梁類 (鋼橋及びPC橋の材料)
		(2) 落石及び防雪柵類 (落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、 スノーシェルター)
		(3) 水門類 (ゲートの材料)
		(4) ポンプ及び原動機類
3. その他の材料		特に監督員が必要と認めるもの。

(注) 指定材料は、○印とする。

2 見本資料指定材料 (共通仕様書第2編第1章第2節第4条)

区分	印	見本又は資料提出の対象となる材料
1. 見本		(1) 塗料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装) (2) 捨石 (港湾、海岸及び河川) (3) その他 ()
2. 資料 (検査指定材料以外のもの)		(1) コンクリート二次製品 () (2) 形鋼類 () (3) リサイクル製品 () (4) リサイクル認定製品 () ○ (5) その他 (かご枠、ふとんかご、栗石)
3. その他の材料		(1) レディーミクストコンクリート (材料試験結果、配合の決定に関する資料) (2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること) • アスファルト混合物事前審査認定書 (写) • 配合設計・試験練り結果報告書 • 実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事: 500t未満あるいは2,000m ² 未満) ○ (3) 碎石・土砂類

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資料指定工種 (共通仕様書第3編第1章第1-1-1-4条第2項)

分	印	資料事前提出の対象となる工種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果) (2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果) (3) 鋼橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果) (4) 道路維持 (路面切削計画図) (5) 薬液注入 (事前調査)
2. その他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種 (共通仕様書第3編第1章第1-1-1-4条第6項)

河川編

(注) 確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員1名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月に1回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提示するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施工条件明示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので留意すること。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、受注者は、遅滞なく発注者の確認を求める。

明示項目	
明示事項及び制約条件等	
I 工程	
1 関連する別途発注工事あり ア 工事名 : イ 入札予定 : ウ 制約工種 : エ 施工可能工種 : オ その他 : 2 他機関協議による工程条件あり ア 工種 : イ 期間 : 年 月 ~ 年 月 ウ 協議機関名 : エ 協議内容 : 3 その他条件 :	
II 用地	
1 補償物件撤去まで着工制限あり ア 着工予定 : 年 月 イ 区 間 : No. ~No. 対象物件 建 物 : 撤去予定 : 年 月 工作物 : 撤去予定 : 年 月 立 木 : 伐採予定 : 年 月 その他 : 撤去予定 : 年 月 2 その他条件 :	
○ III 公害対策	
○ 1 施工法の制限あり (条件及び位置については別紙及び位置図参照) ○ ア 騒音 ○ イ 振動 ウ 水質 ○ エ 大気 オ その他 : 必要対策 工 場 : 学 校 : 病 院 : 井戸等 : その他 : 2 その他条件 :	
IV 安全対策	
1 鉄道等の近接作業制限あり ア 工法制限あり : イ 作業時間制限あり : ウ 列車見張員 = 配置人員: 1 日 名、延べ 名 2 発破作業制限あり ア 防護工指定あり : イ 作業時間制限あり : 対策対象物 : 3 交通整理員 交通誘導員A 1 日 名、延べ 名 交通誘導員B 1 日 名、延べ 名 ※ 上記交通誘導員Aについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。 4 土石流発生のおそれがある渓流あり ア 監視体制の強化が必要 イ その他 : 5 夜間作業あり : 6 その他条件 :	

明示項目	
明示事項及び制約条件等	
○ V 工事用道路	
<input type="radio"/> 1 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="radio"/> ア 搬入経路指定あり： ○ イ 時間帯制限あり： 2 一般道路の占用可能 ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり： 3 仮設道路の設置条件あり ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 $W=$ m (最低総幅員) ※標識等の配置位置図等は共通仕様書1-1-1-33による。 4 その他条件：	
VI 仮設備	
1 仮設構造物の転用： 2 仮設構造物の兼用： 3 その他条件：	
○ VII 残土、補足土産業廃棄物等	
1 残土 ア 工事名： イ 場所： ウ 引渡し条件： 2 補足土 ア 工事名： イ 場所： ウ 引渡し条件： ○ 3 産業廃棄物 <input type="radio"/> ア コンクリート塊：処分施設 イ アスファルト塊：処分施設 ウ 木くず：処分施設 エ その他：処分施設	
VIII 工事支障物件	
1 占用支障物件 ア 電気（電柱、支線、架空線） 移転日：月 日 イ 電話（地下、電柱、架空線） 移転日：月 日 ウ 水道（本管、給水管） 移転日：月 日 エ ガス（本管、引込管） 移転日：月 日 オ その他 移転日：月 日	
IX 現場環境改善（5内容）・率計上分	
1 仮設備関係 ア 用水・電力供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減 2 安全関係 ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報機等） ウ 避暑（熱中症対策）・防寒対策 3 営繕関係 ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舎の快適化 ウ テーパイボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 4 地域とのコミュニケーション ア 完成予想図 イ 工法説明図 ウ 工事工程表 エ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） オ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） カ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 キ パンフレット・工法説明ビデオ ク 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ケ 社会貢献	

明示項目	
明示事項及び制約条件等	
<input checked="" type="radio"/> X その他	
1 現場発生材あり	
ア 品名 :	
イ 納入場所 :	
2 支給材あり	
ア 品名 :	
イ 納入場所 :	
○ 3 工事の使用材料は、県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。	
○ 4 工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。 県外産を使用する場合は、「様式25-2県内産品の不採用調書」を提出すること。	
5 施工地域・工事場所区分	
ア 市街地（鋼橋架設、電線共同溝、道路維持、舗装、橋梁保全）	
イ 一般交通影響有（2車線以上かつ交通量5000台／日以上）	
ウ 一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む）	
エ 市街地（ア以外の工種）	
オ 山間僻地及び離島	
6 品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-6）	
7 その他条件 :	

10 使用機械

1. 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書第1編第1章第1-1-1-31条第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

2. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等

1) 施工計画書への記載

施工計画書の指定機械項目に

①機械名、②メーカー名、③形式名、④台数等を明記すること。

2) 工事写真の提出

施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型対象機械であることを確認できる工事写真（指定ラベル等）を撮影し、監督員に提出すること。

11 廃掃法による管理表（マニフェスト）制度

（共通仕様書第1編第1章第1-1-1-1-8条第2項）

建設副産物の適正処理を確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の処分終了票（E票）の写しを提示するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、発注者にそのB2票の写しを提示しなければならない。

また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提示しなければならない。

なお、電子マニフェストにより報告した場合は、その確認が出来る書類を提示するものとする。

1 対象となる廃棄物

- (1) 燃え殻
- (2) 汚泥
- (3) 廃油
- (4) 廃酸
- (5) 廃アルカリ
- (6) 廃プラスチック類
- (7) 紙くず
- (8) 木くず
- (9) 繊維くず
- (10) 動植物性残渣
- (11) ゴムくず
- (12) 金属くず
- (13) ガラス及び陶磁器くず
- (14) 鉱さい
- (15) がれき類
- (16) 動物のふん尿
- (17) 動物の死体
- (18) ばいじん
- (19) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(18)に該当しないもの

15 創意工夫に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに下記の様式により提出することができる。

工事名		/
項目		
内容		
(添付図)		

項目欄には「創意工夫項目一覧」に挙げるの項目を記載する。
説明資料は項目ごとに簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

創意工夫項目一覧

●施工関係

1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫
2. コンクリート二次製品などの代替材の代替材の利用に関する工夫
3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫
5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事の配線、配管等に関する工夫
6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫
7. 照明などの視界の確保に関する工夫
8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫
10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫
11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事
16. 特殊な工法や材料を用いた工事
17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
18. その他

●品質関係

19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
22. 配筋・溶接作業等に関する工夫
23. その他

●安全衛生関係

24. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育
25. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
26. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
27. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫
28. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫
29. 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫
30. 厳しい作業環境の改善に関する工夫
31. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行など環境保全に関する工夫
32. その他

16 建設リサイクル法

建設リサイクル法対象の工事（土木工事等は請負代金が500万円以上）において、当該工事で搬出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時は、再資源化等報告書を提出するものとする。

特定建設資材＝コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材（コンクリート二次製品等）、木材、アスファルトコンクリートの4品目

17 工事実績データ作成・登録

受注者は、受注時または変更（増額）時において工事請負代金が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時は完成検査合格後それぞれ10日（土、日、祝日等を除く。）以内に、訂正時は、適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

合冊工事においては、契約毎に登録するものとする。

18 はくさん週休2日工事

本工事は、工事現場において週休2日に取り組む「はくさん週休2日工事」の対象工事であり、別紙に基づき監督員と協議すること。

工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載するものとする。

19 その他

○現場代理人について

受注者は、工事施工時において現場代理人に「現場代理人」と記した腕章（白地、黒文字以外）を着用させなければならない。

また、現場代理人が発注者や関係官庁との打ち合わせのために現場を離れる場合又は現場代理人の兼任を認めた工事は、速やかに対応できる体制でなければならない。

○現場代理人及び技術者等の途中交代について

現場代理人及び技術者等の途中交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合以外は原則認めない。

○退職金制度の確認について

受注者は、建設業退職金共済制度以外の退職金制度に加入している場合は、それを確認できる書類（写し）を監督員に提出しなければならない。

○工事看板等について

工事看板は、石川県土木部が定める「工事現場における標示施設及び工事保安施設等の設置基準」に従い設置すること。

受注者は、工事現場内の公衆の見やすい場所に工事看板及び建設業許可票(400×400以上)を設置し、周辺住民に対し工事の情報提供に努めなければならない。

なお、施工体系図（特定建設業者）、労災保険関係成立票、建退共現場標識等は必要に応じ設置しなければならない。

※ 工事看板には、工事名、工事場所、工期、発注者名（部（支所）課名及び電話番号）、受注社名（電話番号、現場代理人氏名）を記載するものとする。

○ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお、監督員が確認した場合でも、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。